

【添付書類】

18 歳以上の被扶養者の状況に応じ、次の(1)から(6)までの事項のうち該当するすべての添付書類が必要となります。

(1)収入があるとき

①給与所得のみの場合

「源泉徴収票」

②給与所得及びその他の収入(公的年金を除く)がある場合

「課税証明書」

③公的年金(老齢・障害・遺族)等を受給している場合

「年金振込通知書」等の写

(2)収入がないとき

「非課税証明書」等

(3)学生であるとき

「在学証明書」または「学生証」の写

(4)被保険者と同一世帯に属することが条件となる三親等以内の親族であるとき

「住民票」

(5)夫婦共同扶養しているとき

「各々の収入額が明らかとなる書類」

(6)被保険者と同一世帯に属していないとき

「主として被保険者に生計維持されていると認められる仕送り額等の確認できる書類(振込等の控えなど)」